

本件、「10. 特記事項の(2)の①のTEL」に誤りがありましたので修正公示します。

番号：150715

国名：フィリピン

担当：産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム

案件名：バリューチェーン分析を活用した産業振興計画策定プロジェクト詳細計画策定調査（産業振興体制／評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：産業振興体制／評価分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年10月上旬から2015年11月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月16日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	産業振興に関する業務(5項目評価を含む)
対象国／類似地域	フィリピン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

フィリピンは1950年代に他のアジア諸国に先駆けて輸入代替工業化を開始し、製造業の育成を図ってきたが、輸入制限政策や輸出振興策が国内産業の育成ではなく、むしろ輸入許可や輸出補助金を取得することを通じて経済的利益を得ようとするレント・シーキング活動を誘発したことにより製造業の生産性向上を妨げる要因ともなってきた。マルコス政権やコラソン・アキノ政権時には外資導入による輸出志向型の政策も追求されたものの、度重なる政局の悪化や電力・道路・港湾などのインフラ整備の遅れもあり、同様に1980年代以降、外資導入による輸出志向型工業化を通じて製造業を強化してきたASEAN諸国に比べ後れをとることになった(1960年代から2000年代にかけてフィリピンではGDPに占める製造業の割合が低下しているが、タイやインドネシアでは上昇している。また、フィリピンの全就業者数に占める製造業就業者は8%であるが、タイやインドネシアでは20%前後である)。

こうした背景もあり、2010年に就任したベニグノ・アキノ大統領は、製造業の強化や海外直接投資(FDI)の受入を積極的に進めてきた。製造業を巡る「China+1」などの動き、高い経済成長率、フィリピン経済特区庁(PEZA)による経済特区における投資優遇策(所得税減免、輸入関税免除、付加価値税免除等)などの要因により、FDIは2010年の1,070百万ドルから2013年には3,664百万ドルへ増加した。日系企業も、キヤノン、ブラザー工業等の大手メーカーの新規進出が相次ぎ、軌を一にしてフィリピン国内への進出を検討するサプライヤー企業も増加している。これにより2010年から2013年までの製造業セクターの成長率は5.77%となり、世界平均の2.17%、ASEAN平均の4.97%を上回った。GDPに占める製造業の割合も2010年の22%から2013年には22.75%と微増している。

一方で、過去の政策において外国投資を地場産業に連関させる施策がとられてこなかったことや、財閥企業の投資が製造業以外に向かう傾向があったこと、中小企業の資金アクセスが制約されていることなどから、フィリピンでは他のASEAN諸国と比較して裾野産業が育っていないとされる。例えば、GDPの4%を占め、雇用吸収の観点から政府が重点を置く自動車分野では、自動車を構成する約3万種類の部品のうち現地で調達できるのは300種類ほどしかない状況である。フィリピンの輸出の40%を占め、基幹産業とも言われる電気・電子産業においても、組立加工しか担っておらず、大半の中間財は輸入に依存しており、より付加価値の高い部品製造や材料の現地調達の拡大はこれからである。

また、2015年のアセアン経済共同体(AEC)の発足により、一層の関税率の引き下げと非関税障壁の撤廃が進み、域内経済の統合が加速することが予想される。関税率については既にアセアン物品協定(ATIGA)の下、シンガポール、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ブルネイの6か国では関税が撤廃されてきたが、2018年までにはカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの関税(特に自動車分野)も引き下げられることで、域内統合は加速することが見込まれる。また、中間財を多国間で流通させる域内貿易も加速し、「バリューチェーンの国際化と重層化」が進んでいる。域内企業にとってはマーケットが拡大するとともに競争が激化・複雑化することから、技術力の向上や生産性の向上など競争力の強化が喫緊の課題となってきた。

こうしたなか、自国の製造業の裾野産業を育成するにあたっては産官学の密接な連携の下、対象産業のグローバルなバリューチェーン(Global Value Chain: GVC)と自国企業を取り巻く競争環境を十分に分析したうえで適切な政策的措置を講じる必要性が高まっている。こうした観点から、貿易産業省はGVC分析を活用した産業振興計画の策定や個々の施策の立案を進めるとともに、それに伴う同省職員的能力向上を図ること目的に我が国に本プロジェクトを要請した。これを受け、JICAは詳細計画策定調査を行うこととした。

本詳細計画策定調査は、プロジェクトの要請背景、内容を確認し、実施機関である貿易産業省や関係機関との協議を通じて、協力計画を策定しプロジェクト内容について基本合意を得るとともに、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的として実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は他の課題を担当業務とする業務従事者による調査結果も踏まえ、JICA 職員と協力して協力計画案を策定するとともに、帰国後は詳細計画策定結果(案)の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2015 年 10 月上旬～10 月下旬)

- ①既存の文献や資料を整理し要請背景及び内容を把握する (フィリピン政府の政策文書、関連報告書、議事録など)。
- ②JICA 職員等や他の業務従事者と協議の上、調査団が現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じて質問票 (英文) を作成する。なお、質問票を事前にフィリピン側に配布する必要がある場合は、フィリピン事務所を通じて対応する。
- ③JICA 職員等や他の業務従事者と協議の上、評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点から協力の枠組 (案) の作成に協力する。
- ④JICA 職員等や他の業務従事者と協議の上、必要な訪問先を抽出し、現地での調査日程の作成に協力する。
- ⑤対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015 年 10 月下旬～11 月中旬)

- ①JICA フィリピン事務所との打合わせに参加する。
- ②上記(1)①～⑤を踏まえ、質問票への回答を回収し取りまとめつつ、現地調査を実施する。特に以下の点について JICA 職員等や他の業務従事者と協力して情報収集を行う。
 - ア) プロジェクトの背景・目的・内容
参考資料等の内容を踏まえた上でフィリピン側関係機関が JICA に本プロジェクトを要請した背景、目的、内容を確認する。特に、製造業振興におけるバリューチェーン分析の位置づけや産業振興計画の立案に関する現状を確認したうえで、本プロジェクトに期待されている協力について確認する。また、本プロジェクトの中で、バリューチェーン分析や産業振興計画の立案に関する職員等の人材育成にどのように対応すべきか、策定する産業振興計画にどの程度詳細な施策を含めるか、どの程度の協力期間を希望しているかを確認する。
 - イ) C/P 機関におけるプロジェクト実施体制
C/P 機関となる貿易産業省内のプロジェクトの実施体制を確認する。特に、プロジェクト実施の際に事務局となると想定される貿易産業省の担当部署については、専任スタッフの配属の可能性も含め、人員体制について確認を行う (例、バリューチェーン分析担当者、産業振興計画の作成担当者、ロジ担当者など)。また、プロジェクトの実施に必要な経費や予算措置についても確認する。
 - ウ) 貿易産業省以外の製造業振興に関わるステークホルダーと政策形成プロセス
製造業振興、特に自動車産業や電気・電子産業の振興に関わる貿易産業省以外の関連省庁の役割や省庁間の役割分担について確認する。また、フィリピン政府内における製造業振興に関する政策形成プロセスも確認し、その中での産業界の関係者 (民間企業、商工会議所、業界団体等) の役割についても確認する。
 - エ) 民間企業や業界団体のニーズ把握
本プロジェクトで策定される産業振興計画の受益者となる民間企業や業界団体のニーズを把握する。特に、自動車産業や電気・電子産業を取り巻く課題や政府の産業振興策に対するニーズや期待を確認する。
 - オ) 他ドナーの動向
他ドナーが実施している製造業振興に係る協力内容を確認する。特に、自動車産業や電

気・電子産業に関わる協力について重点的に調査する。

カ) その他

JICA 職員等や他の業務従事者による情報収集や分析に対する協力を行う。特に、自動車産業や電気・電子産業の現状把握や製造業振興に関するフィリピン政府の政策・規制などに関する調査について協力を行う。

- ③上記②の調査結果を評価 5 項目の観点から分析し、協力の枠組（案）の精緻化のための調査団内の議論に参加する。
- ④フィリピン側関係者との協力の枠組に関する協議に参加するとともに、合意された内容につき、Record of Discussions (R/D)（案）や Minutes of Meetings (M/M)（案）の取りまとめに協力する。
- ⑤担当分野に関する現地調査結果を JICA フィリピン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2015 年 11 月中旬～11 月下旬）

- ①JICA 職員等や他の業務従事者と協議し、担当分野に関する詳細計画策定結果（案）を作成するとともに、全体の取りまとめに協力する。
- ②詳細計画策定結果（案）に基づき、評価 5 項目にも配慮しつつ、事業事前評価表（案）を作成する。
- ③帰国報告会に出席し、担当分野に関する調査結果を報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（2）の全てとする。

- （1）担当分野に関する詳細計画策定結果（案）（和文）
- （2）事業事前評価表（案）（和文）

上記（1）～（2）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年10月25日～2015年11月14日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 産業政策（経済産業省）
- エ) バリューチェーン分析（コンサルタント）
- オ) 産業振興体制／評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

当機構フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（当機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
当機構がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム（TEL:03-5226-8055）にて配布します。
 - ・入手資料、関連議事録等
- ②本業務に関する以下の資料がフィリピン国貿易産業省のウェブサイトで公開されています。
 - ・ The Comprehensive Automotive Resurgence Strategy Program
(<http://www.gov.ph/2015/05/29/executive-order-no-182-s-2015/>)
 - ・ Securing the Future of Philippine Industry (<http://industry.gov.ph/>)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAフィリピン事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ③「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に本業務を実施ください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又はJICA担当者に速やかに相談ください。

以上